

平成28年9月5日開会

(農地部会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第9回農地部会議事録

- 1 招集日 平成28年9月5日(月)
- 2 開会日時及び場所
平成28年9月5日(月) 午後2時05分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成28年9月5日(月) 午後3時13分
- 4 委員氏名

(1)出席者(16名)

1番 水口 正好	3番 大島 忠保	4番 渡部 篤	8番 本田 岩勝
9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	14番 吉田 良一	15番 平野 利光
16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸	24番 草野 定	28番 田浦 則利
32番 鶴殿 徳康	33番 渡邊 茂徳	34番 馬場 保	36番 川内 幸徳

(2)欠席者(2名)

7番 渡辺 勝美 11番 松尾 文昭

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参事	清水 友秀
課長補佐	増富 浩彦
嘱託	大石由紀子
嘱託	松田亜希子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第51号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第3 議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第53号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
- 日程第5 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第55号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定
について
- 日程第7 議案第56号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第8 議案第57号 土地改良事業に参加する資格について

午後 2 時 05 分開会

○参事（清水 友秀君） 皆さんこんにちは。お疲れさまです。農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項の規定に達しておりますので、部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めて皆さんこんにちは。台風の影響で、いろいろとご多用の中ご参集いただきましてありがとうございます。それでは部会のほうを進めさせていただきます。

ただいまから平成 2 8 年第 9 回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第 5 1 号農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願について、議案第 5 2 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 5 3 号農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願について、議案第 5 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 5 5 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第 5 6 号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第 5 7 号土地改良事業に参加する資格について、以上 7 件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立しマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第 1 2 条の規定により、1 8 番、内田委員、2 4 番、草野委員両委員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 5 1 号農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第 5 1 号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） 受付番号 3 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。水口委員。

○委員（1 番 水口 正好君） 議席番号 1 番、水口です。農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願の受付番号 3 番については、平成 2 2 年 3 月 6 日付で所有権移転の許可がおりていましたが、許可後、譲受人が亡くなり、現在、土地の管理を譲渡人が行っております。譲受人の相続権利者全員が許可取消に同意しており、登記名義人変更手続もされておられません。許可取消に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 議案第51号、受付番号3番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第51号、受付番号3番の許可を取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、願い出どおり許可を取り消すことに決定しました。

次に、受付番号4番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。農地法第3条の規定による許可処分の取消願の受付番号4番については、平成28年6月10日付で所有権移転の許可がおりていましたが、譲渡人の都合により許可の取り消し願いが提出されたものです。登記名義人変更手続もされておらず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 議案第51号、受付番号4番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第51号、受付番号4番の許可を取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、願い出どおり許可を取り消すことに決定しました。

次に、日程第3、議案第52号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第52号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当するような事実はないと思われ
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号36番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鶴殿委員。

○委員（32番 鶴殿 徳康君） 議席番号32番、鶴殿です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号36番については、譲渡人の子に贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号36番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第52号、受付番号36番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号37番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鶴殿委員。

○委員（32番 鶴殿 徳康君） 議席番号32番、鶴殿です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号37番については、平成25年10月7日付で親から子へ贈与の許可を受けた農地を今回子から親へ貸し付ける案件でございます。本申請の借受人は当時、体調を崩されており、子に贈与をされましたが、体調も回復し農業経営を再開されたいとのことでございます。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号37番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第52号、受付番号37番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号38番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号38番については、親戚へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号38番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第52号、受付番号38番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号39番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号39番については、おいに贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号39番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 16番、森崎です。借り人のほうは、貸付地を3反余り持っていて、新たに農地を借り受ける。そやったら、自分の農地を、ほとんどつくってからの借り入れなら、話もわかるんですけども。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○課長補佐（増富 浩彦君） 貸付地は相手の耕作利便のために貸し付けてある農地です。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 今度は本人に利便性があるけん借り受けるということですか。

○課長補佐（増富 浩彦君） そうです。

○委員（16番 森崎 茂徳君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかに質疑がないようですので、議案第52号、受付番号39番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号40番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号40番については、後継者に贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号40番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第52号、受付番号40番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号41番、42番については、交換の案件ですので、一括して審議いたします。

まず、地元委員の意見をお聞かせください。8番、本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） 議席番号8番、本田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号41番、42番については、お互いの耕作利便のため、交換する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号41番、42番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第52号、受付番号41番、42番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第53号農地法第3条第1項目的の買受適格証明願についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第53号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） 受付番号1番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。4番、渡部委員。

○委員（4番 渡部 篤君） 議席番号4番、渡部です。農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の受付番号1番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、証明に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号1番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○課長補佐（増富 浩彦君） 事務局からこれについて、委員さんに覚えてもらいたいことがあります。現地調査会のおきには、ちょっと委員さんには説明したんですけれども、これが裁判所の差し押さえ物件で、入札する権利の申請人が、農地を取得する権利があるのかどうかというの

を審査する買受適格証明願なんですけれども、このときに、この物件が9月30日締め切り、入札期限が9月30日になっておりまして、それに申し込むには、9月5日の部会にかけなければいけないということは、前の月の申請で、申請書を出しておかないと、今月のこの部会には、この申請人は上がってきませんので、委員さんに覚えてもらいたいの、入札期限の一月前の申請でないと、買受適格証明というのをその人がもらえませんので、もし農家さんあたりから相談があったときには、もう早目に申請をせんばぞとか教えてやってもらいたいなということで、覚えておいてください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第53号、受付番号1番は願いのとおりであることを証明することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、願いのとおり証明することに決定しました。

お諮りします。議案第53号につきましては、落札者が決定し農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出された場合、その許可を会長に一任することを附帯決議とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、会長に一任することといたします。

次に、日程第5、議案第54号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第54号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項の各号に該当するような事実はないと思われれます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号27番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号27番について、申請人は、親戚より農地を譲り受け、住宅への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、宅地が連担していることから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に

問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号27番について、ご質疑ありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号27番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第54号、受付番号27番につきましては許可することに決定しました。

次に、受付番号28番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号28番については、申請人はおじより農地を借り受け、業務のための資材置き場への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、宅地等が連担していることから、第3種農地であると考えられます。しかし、現地調査会で確認したところ、碎石がまかれ農地として使用されていない状態でした。協議の結果、事務局より申請人に、農地の状態に一度戻すよう指導していただき、確認がとれば許可をしてもいいのではないかとの意見になりました。経過報告を事務局よりお願いいたします。

○課長補佐（増富 浩彦君） 現地調査会の、その日に申請人に電話をしたところ、次の日に農地に戻す作業を行いまして、事務局のほうで確認して、委員さんにもちょっと確認をとりました結果、許可相当ということで意見をもらっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 受付番号28番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号28番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第54号、受付番号28番につきましては許可することに決定しました。

次に、受付番号29番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号29番については、共同住宅を建設する計画です。申請地は農振白地であり、愛

野・森山バイパスインターチェンジより300メートル以内にあることから、第3種農地であると考えられます。しかし、申請地が農地の集団の真ん中にあり、水の問題、耕作組合の意見等に関する質問が上がりました。事前に関係者への説明会が行われたとのことですので、事務局に説明会の内容や周辺農家の同意などの確認をお願いしておりました。事務局より説明をお願いします。

○課長補佐（増富 浩彦君） 現地調査会で、ちょっと調べてくれろということで、業者とやりとりをしました。行政書士のほうが申請代理人になっておったんですけども、直接、業者のほうとやりとりをして、誓約書というのが、実はもう7月29日に結ばれておりまして、その地元の野井新田耕作組合長宛てと隣接所有者、それで地元説明会で入居者宛てに看板を2つほど立てて、その注意事項あたりをその看板に書いて、それを遵守する人じゃないと部屋を借りれないような約束事も決められておる内容になっております。

事務局としては誓約事項が7つほど上がっているんですけども、現地調査会で疑問に思われたことが7つの中に含まれておりますので、事務局としては許可相当と思っております。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号29番について、ご質疑がありましたらお願いします。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 36番、川内です。周りが農地で、入居された方が堆肥とか何とかいろんなことをまいた場合の苦情とか何とかは、ちゃんとその辺のことは了解されているんですか。

○課長補佐（増富 浩彦君） 了解済みみたいです。

○委員（36番 川内 幸徳君） 了解済み。はい、結構です。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、受付番号29番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第54号、受付番号29番につきましては許可することに決定しました。

次に、受付番号30番、31番は貸付人、借受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。田浦委員。

○委員（28番 田浦 則利君） 議席番号28番、田浦です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号30番、31番については、太陽光発電施設を設置する計画です。申請地は、平成27年9月16日に農振除外がされております。受付番号30番については、雲仙市役所

千々石総合支所より300メートル以内に存在することから第3種農地、受付番号31番については、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項各号に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号30番、31番について、ご質疑がありましたらお願いします。事務局。

○課長補佐（増富 浩彦君） 事務局から説明します。今朝、林田委員から電話があり、この申請地の周りの農地の方が、そこはちょっと風致地区に当たるんじゃないかということで、林田委員のほうにお尋ねになったということで、ちょっと調べたんですけども、実際、都市計画法の風致地区に当たっておりました。

しかしながら、その都市計画法の風致地区に建築物を建てるということで、例外規定みたいな感じでうたってある、条例でうたってあるんですけども、耕作物の高さが1.5メートル以下であるもの等は許可を受けることを要しないということで、そこに該当するというので、林田委員のほうには許可は要らないということで、農業委員会としても農地転用の許可をおろせますよということで返事をしております。

農振の絡みの農業委員さんが結構多いですけども、農振の会議のときも大体、本来はこういう質問が出てこんばいかんとじゃないかなと。

○委員（16番 森崎 茂徳君） いえ、出てきはしたんです。

○課長補佐（増富 浩彦君） 出てきたんですか。

○委員（16番 森崎 茂徳君） それで1年ぐらいかかっているはずですよ。

○課長補佐（増富 浩彦君） そうですか、出てきたんですか。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 何か言うたみたいな感じがするんです、何回か。記憶のあるんです。それで、えらい遅い、そいけんそこは済んでいるものと思っていました。そしたら丸1年かかってようやく今度転用申請が出てきたので。

○課長補佐（増富 浩彦君） ちょっと疑問に思われたら、そのときちょっと教えてください。事務局も都市計画法の風致地区とか指定がしてあるところまでは、確認がむずかしいところがありますので、宜しくをお願いします。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 私はそれよりも、あそこは1枚で広い土地だから、もったいないなことだけは思っていただけで。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、受付番号30番、31番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第54号、受付番号30番、31番につきましては許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第55号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第55号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると思われま

す。

以上です。

○議長（馬場 保君） 議案第55号に対する質疑を見開きページごとに行います。農地中間管理機構の案件については、一括で行います。

13ページ、1番から20ページ、26番は貸借による案件、27番から21ページ、30番は所有権移転による案件、22ページ、31番から28ページ、66番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。

13ページから14ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に15ページ、16ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に17ページ、18ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に19ページ、20ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に21ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、農地中間管理機構貸付分の22ページから28ページまでは一括で行いますので、ご質疑がある場合は、ページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。議案第55号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとしました。

次に、日程第7、議案第56号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第56号について議案書をもとに説明）

本計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に適合した適正な計画であると思われま

す。

○議長（馬場 保君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。30ページから32ページまで一括で行いますので、ご質疑がありましたら、お願いします。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） マルマサセーフティ農場の代表者の名前はわかりますか。

○課長補佐（増富 浩彦君） 井上政富さんです。

○委員（10番 横田 晴喜君） 井上政富さん。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第56号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第56号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第8、議案第57号土地改良事業に参加する資格についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第57号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） 本案件につきまして、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。土地改良事業に参加する資格について、現地調査会の際、農漁村整備課の立ち会いのもと、事業の概要について説明を受けました。

現地確認においては特に問題もありませんでした。土地改良事業に参加する資格の承認に当たって、事務局より説明をお願いします。

○課長補佐（増富 浩彦君） この土地改良事業に参加する資格を、土地改良法第3条資格者と言うんですけども、3条資格者というのが、農業委員会で審査するところは、農地の所有者かどうか、所有権以外のところで、賃借権、使用貸借権をそこの農地で結んでいらっしゃる方、実際そこで耕作をされている方かどうか、正式に農業委員会を通して結んで耕作をされている方かどうかというのを農業委員会で、その農地について審査をする案件です。

委員の手元に資料としてお配りした中の資料というのは、今回この山田原第2地区の土地改良事業ということの内容になっておりますので、あともって見てもらえればと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） 議案第57号について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第57号、土地改良事業に参加する資格の承認に当たってご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、ただいまの審議のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。

本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後3時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 9月 5日

議 長

署名委員

署名委員